



●文教委員会所管質疑

帰国外国人の児童生徒への支援について

◆福田たえ美 委員

引き続き、公明党の文教委員会所管の質問をさせていただきます。

まず初めに、帰国外国人の児童生徒への支援について伺ってまいります。

世田谷区の外国人の人口は、令和六年七月で二万六千九百七十六人で、令和三年から毎年約二千人ずつ増えているということで、コロナ以前を超える人数になっております。このような影響もあってなのか、私のところに御両親が外国籍の児童生徒の区立学校に関する御相談を受けることが増えてまいりました。外国人の子どもたちの就学義務は課せられてはいませんが、公立の義務教育諸学校に就学を希望する場合には、授業料の不徴収、教科書の無償配付など、日本人の児童生徒と同様に教育を受ける機会が保障をされております。

このような外国人児童生徒の公立学校での受入れに当たっては、日本語指導や生活面、学習面での指導について特段の配慮が必要とされております。世田谷区の外国人の人口が増加していますが、区立小学校、中学校に通う児童生徒の国と、そして人数の状況をお聞かせください。

◎近藤 学務課長

区立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数は、令和六年五月一日現在で四十二か国、四百八十七人となっております。令和元年五月一日現在が同じ四十二か国で三百八十五人でしたので、この五年間で約百人増加している状況となっております。

◆福田たえ美 委員

ありがとうございます。区立学校に通う外国人の児童生徒が年々増加しているということで、かつ四十二か国という様々な言語や文化を背景に持つお子さんが通っているということが分かりました。

区では、帰国・外国人教育相談室というのを設けており、海外からの帰国した児童生徒や、外国人の児童生徒に教育相談や日本語指導、また補習教室などを実施されております。梅丘中学校内に併設をされた相談室では、水曜日の夕方から中学生のみ、土曜日の午後は小学生と中学生に、日本語指導と教科補習などを実施し、孤立防止にも寄与しているということをお伺いしております。

ここで伺いますが、帰国・外国人教育相談室の支援を利用している児童生徒の、また、国や人数などの状況をお聞かせください。

◎近藤 学務課長

帰国・外国人教育相談室では、日本語習得や日本の生活様式、また、学校の授業や学習に適應するため、様々な事業に取り組んでおります。その実績について一例を申し上げますと、電話やメールでの相談件数は、令和五年度実績で五百四十九件、訪問相談は八十八件ございました。また、来日したばかりで日本語が分からない児童生徒に対する日本語初期指導の件数は、小中学校合わせて五十六校で百五件、日本語がある程度理解できる児童生徒を対象とした日本語指導や、教科補習を行う補習教室の総在籍数は十五か国、七十人、延べ出席者数は千四百四人となっております、いずれも、ここ数年増加傾向となっております。

◆福田たえ美 委員

今御答弁いただきました日本語の初期指導というのが、まず日本語が分からないということで、前提として児童生徒の在籍校に補助員が、それぞれの在籍している学校に来ていただいて補助を行うということで、小学生は三十六時間、中学生が四十時間のサポートということで、ここを超えていった場合には、まだやはり支援が必要だな、補助が必要だなというような日本語について不安のある方を含めて、あと日本語が少し分かるようになったとしても、やはり授業についていくというのは大変苦労があるという方々には、その次のステップとして、この梅丘中学校の中で行っている水曜日と土曜日の補習の教室というのが、そこには要は十五か国、七十人の方が御利用されているということですが、ここで実は課題が少し、実際に御相談がある中で感じたことなんですが、最初の日本語が分からないということで、日本語の初期指導を受けられる方に、偶然入れなかった、ある程度少し分かってしまったということで、漏れてしまっている方も実はいらっしゃいます。三百八十五人、小中学校には外国籍の方が在籍されていて、百五人の方が利用されているということは、二百八十人くらいの中には、やはりまだ実は不安でという方もいらっしゃいます。

その方々が最初のこのステップに入っていないと、次の補習教室のほうにうまくつながっていかないケースもあったりいたします。そうなりますと、支援につながるためには、その在籍している学校から申込みをしていただくということになっておりますので、そういうことで支援につながっていくというためには、学校からの申請と、そしてやはり保護者の理解もあり、保護者のほうからも申請をお願いしていくというような、こういった補習授業のことをまず十分に理解していただくということが孤立防止にもなってきますし、授業についていけるということにもつながります。

ですので、学校側に教育相談への理解と、そして支援のつなぎというものを、保護者も含めて教育委員会のほうから理解促進、そして周知をしていくべきだと思いますが、区の見解を伺います。

◎近藤 学務課長

帰国・外国人教育相談室は、平成十五年度に開設して以来、試行錯誤を重ねながら、区独自の事業を展開しており、各区立小中学校に一定程度浸透しているものと認識しておりますが、人事異動などもあることから、引き続き制度や事業内容の周知徹底を図っていく必要がある

ものと認識しております。

各学校に対しては、帰国・外国人教育相談室のリーフレットを配付し、事業内容を周知しているほか、相談員が小中学校の校長会ですとか、副校長会に出席して相談室における取組ですとか、最近の状況なども直接説明しております。

帰国・外国人教育相談室における取組は、海外から世田谷区に帰国もしくは転入したばかりで、お子さんの就学に不安を感じている方々に知っていただくことが肝要です。各学校だけでなく、区民窓口や出張所等で多言語で作成した案内冊子なども配布しておりますが、必要とする方に漏れなく御案内が届くよう努めてまいります。

◆福田たえ美 委員

ぜひよろしく願いいたします。

そうやって理解促進をして、そして希望したいなという、支援が欲しいというふうな形になったとしてもですけれども、ここでもう一つ課題がございます。現在、補習を行っている場所が梅丘中学校の校舎のみということです。ここには小学生も中学生も、ともにここに行かないといけないというような状況もあり、数からしても、外国籍の小学生の在籍数の一割ぐらいしか、ここを利用していないというような状況は、小学生ならではの保護者の付添いが必要な年齢にある方などは、やはり保護者の協力もないと行けないので、なおさら行きたくても、そういう環境になっていなかったり、中学生であっても、やはり世田谷区は大変広いので、梅丘中学校に行けるかという、そこで断念してしまっているという方もいらっしゃいます。

本区の外国籍の児童生徒が今増え、また、多文化共生を実現していく本区として一層の支援が必要だと考えます。まずは、区内どこに居住していても、梅丘中学校で実施しているような補習や相談を他の地域の学校でも実施できるように拡充すべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎近藤 学務課長

委員御指摘のとおり、梅丘中学校で行われる補習教室等に通うことが地理的に難しい児童生徒がいるといったお話は伺っております。外国籍の児童生徒の増加が今後も見込まれる中、一人一人に対するきめ細やかな対応を実施していくためにも、日本語初期指導の充実と併せて、帰国・外国人教育相談室の支援の在り方について、地域展開も含めて検討してまいります。

不登校支援について

◆福田たえ美 委員

ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、不登校支援について伺ってまいります。

先日、小学校の低学年の不登校のお子様の保護者の何人かの方から、学校への登校時間内

に登校ができないけれども、少し遅れてならば登校ができる。そういった場合には保護者の付添いが必要であり、しかし、仕事をしているということで、付添いが不可能なために登校を断念せざるを得ない。その結果、長期間にわたり学校に行けなくなっている、そういった御相談をいただきました。

小学校の登下校時間以外の時間帯に登下校を行う場合には、保護者以外の送迎も認めているはずだというふうに聞いております。しかし、一部では、保護者以外の送迎への対応をしていない状況です。この制度について、確認と周知の必要性を求めます。

◎赤司 副参事

児童生徒が遅刻、早退する際の付添いについては、教育委員会で一律に指示しているものではなく、各学校で定めている生活の決まりやルールの中で決められているものと認識しております。

現状として、基本的に中学校においては生徒が遅刻または早退する場合に、生徒のみで登下校することも認めている一方、小学校においては、その発達段階を踏まえ、児童が遅刻、早退する場合には、付添いを求めています。教育委員会としましては、単身家庭や共働き家庭等、様々な家庭状況があることを踏まえ、登下校の付添いについて、事前に保護者と確認ができている場合には、必ずしも親が同行する必要はないと考えておりますので、その旨を校長会等で周知してまいります。

◆福田たえ美 委員

今話しましたように、この事例は一校のみならず、複数の学校に通う不登校の子どもの保護者が同じ認識で困っておりましたので、不登校への対応というのは、実はこういった細部にわたる対応が大変重要なものかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和五年度決算書の主要事業施策 15、教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進で、どこにもつながっていない不登校児童生徒数の割合の目標値は一七・六%を達成できず、前年より増加の二七・三%の結果となっております。

令和六年三月に策定をした不登校支援ガイドラインに基づき、各学校において魅力ある学校づくりの取組を強化し、子どもたちの個性や特性を尊重し、一人一人に寄り添った適切な支援に取り組んでいくとともに、早期に不登校支援チームの適切な支援に結びつけ、学校等の支援体制を強化することで、どこにもつながらずに不登校の状態が長期化している児童生徒の割合の減少に向けて、引き続き取り組んでいくとされてはおりますが、まだまだ課題が多いかと思えます。

世田谷区の不登校児童生徒は、令和四年度は千五百四十人、平成三十年代に比較して中学校は一・五八倍、小学校が二・三四倍と、特に小学校の増加が顕著であることが特徴です。

ここで伺いますが、不登校の児童生徒が今増加をしている、こういった状況で支援の強化が求められますが、学校内外でどのような支援策を行っているのか伺います。

◎竹内 教育相談課長

御指摘のとおり、不登校児童生徒の増加、また不登校児童生徒の状況や不登校に至った経過が多様であるということから、教育委員会としましては、学校内外で様々な施策に取り組んでいくこととしています。

学校内におきましては、教室に入ることには抵抗のある児童生徒に向けまして、ほっとルーム、別室登校の仕組みを令和七年度までに全校で整備するということを目標に取り組を進めております。また、児童生徒や保護者に寄り添い、心理的な面から支援を行うスクールカウンセラーを都の制度におきまして週一日、区の制度で週一回、あるいは週二回派遣をしているところでございます。

学校外では、各地域の教育相談室での相談、また、ほっとスクールや学びの多様化学校での分教室、そして令和八年度四月からは学びの多様化学校的一条校の新設の準備を進めているところでございます。

そのほか、児童館や青少年交流センター等、福祉所管の施設や子ども家庭支援センター等とつながりを持ち、支援を受けている事例もございます。こうした所管と学校教育委員会等が連携を取り、支援を行うよう努めているところでございます。

こうした様々な施策を進めていますが、いずれの機関ともつながっていない児童生徒もいらっしゃるということから、子ども家庭支援センターと連携しながら、不登校支援チームによるアウトリーチを行う等によりまして、一人も取り残さない取組を進めてまいります。

◆福田たえ美 委員

今御答弁をいただきまして、様々な支援があるということが分かりましたが、これを一つ一つ確認をしていきますと、ほっとルームは全校にこれから来年度、整備を予定するということが、学校にどうにか行ける不登校のお子さんであれば、児童生徒全て全員対象、ほっとルーム（オンライン）の場合は、学習支援に関しては、小学校四年生から中学生が対象、在籍校以外で通いで支援を受けられるのが現在三か所のほっとスクール、これは小学生から中学生全てが対象です。学びの多様化学校は中学生のみということで、小学生の中でも低学年は他の学年に比較をして支援が少ないということがこれで分かります。これらは出席扱いになる支援策ではありますが、学校との連携も十分取れると認識をしております。

ところが、このような支援につながれる子どもたちばかりではありません。学校には行けないが、学校とのつながりが薄れることは避けたい、このような不登校の子どもたちが居場所を求めています。学校以外で不登校の子どもたちがつながっている機関がありますが、これらの機関との区との連携はどのようになっているのか伺います。

◎竹内 教育相談課長

学校や教育委員会以外の連携機関といたしましては、民間のフリースクール、医療機関、そして区の児童福祉施設等がございます。学校では、児童生徒に不登校傾向が出始めた場合、保護者と連絡を取りながら、生活の様子を聞き取り、どのような機関とつながっているのかを把握するように努めております。そして、必要に応じまして保護者の承諾を得ながら、そ

うした機関と対象児童生徒に対する支援について話し合う機会を設けているところがございます。

先ほど御指摘もありました不登校支援ガイドラインでは、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目標とするとして、学校だけでなく、様々な安心できる居場所や支援事業を紹介して、そのいずれかとつながれるように支援するということを目指しております。児童生徒にとって最善の施策とつながりますように、今後とも各機関と連携をして取組を進めてまいります。

◆福田たえ美 委員

今御答弁いただいた中で、区教委と学校が連携を取っている、子どもたちがまた選択ができるという場所ですと、民間のフリースクールというふうになります。この民間のフリースクールは、今年度から都の補助が二万円入るとのことですが、やはり月々の負担を感じるという御家庭や、そもそも通えるエリアにないといった御意見もいただいております。

現在、全学校に整備を進めているほっとルームも一つの選択肢ではありますが、学校自体に行けない子どもたちの通える場として、やはりほっとスクールを求める声をいただきました。現在、三か所、そして世田谷区は五地域の展開を計画されております。小学生の不登校の増加が顕著であるという、今回テーマとして挙げさせていただいておりますが、この現在のほっとスクールは城山、希望丘、環八より東側、尾山台はありますが、定員数が少ないこと、今後、残り二地域の展開があったとしても、環八より西側の地域の子どもたちにとって通うことが困難な地域であります。

ほっとスクールの五地域の計画のみならず、地域偏在で空白となっている環八以西での新設、また、尾山台の施設の拡充などが必要ですが、区の見解を伺います。

◎竹内 教育相談課長

教育振興基本計画におきましても、御指摘いただいたとおり、五つの地域への展開を前提に整備を進めるとし、また、その中で現在、北沢地区での多様化学校との併設での新設を進めているところがございます。烏山地域につきましても、ぜひ新設をしたいということで計画に載せているところがございます。また、御指摘いただきました尾山台の狭隘化といったことについても取り組んでいきたいというところがございます。

そのほか今、地域を特定して御指摘をいただきましたけれども、そういった様々な偏在の解消につきましては、区の世田谷区公共施設等総合管理計画の中でも、五地域展開には触れられていただいておりますし、区長部局とも連携を取りながら対策を進めてまいります。

学校施設の長寿命化計画について

◆福田たえ美 委員

では、よろしく願いいたします。

では最後に、学校施設の長寿命化計画について伺ってまいります。

全国で公共施設の維持管理、改築が大きな課題となっております。特に、学校施設は義務教育の施設のみならず、災害大国の日本では避難所としての大きな役割を担っております。さらに、学校教育現場で求められる機能は三十五人学級、特別支援学級、バリアフリー化、ZEB化、熱中症対策、新BOP学童、地域交流施設など、学校施設に求められる機能が従前とは大きく異なっております。

学校施設の大規模改修及び改築時には、既存施設の建設時以降に制定及び改正された都市計画法、建築基準法、省エネ法、バリアフリー新法、下水道法などの法規制に対応する必要があるため、単に既存施設の改修、改築の事業費だけでなく、関連事業費が必要になり、場合によってはこの事業費も多額になります。特に改築に当たっては、これらの規制に対応するための関係機関との調整、周辺住民への周知、一連の手続など、事業着手前の検討、調整作業が必要となり、このために一定の期間と労力、場合によっては調査費用などが発生してまいります。

学校施設に求められるものの変化を、学校改築計画に確実に落とし込みながら推進していく必要がありますが、区の見解を伺います。

◎高野 教育環境課長

学校施設は、子どもたちの学習活動の場であることを第一に、地域住民の学習、文化、スポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設でございます。求められる機能は多岐にわたります。学校施設に求められる機能は、法令等の改正や新たなニーズなどに伴い随時変化するため、つぶさに捉え、計画に反映していく必要がございます。そのため、今後多くの学校施設における改築・改修工事を見据え、学校施設に求める機能について関係所管へ意見を募るなど、学校施設の整備水準を確認し、学校施設の設計標準仕様書の改定を進めております。

引き続き、学校施設に求められる機能等を整理し、将来のニーズや整備コストを踏まえ、必要な機能を明らかにし、改築等の計画に反映するなど、必要な施設の確保に取り組んでまいります。

◆福田たえ美 委員

区は、学校改築がこれからラッシュになって、多分毎年あれですけども、今まで二校の改築の予定だったところを三校ということで、一校増えるだけでも大変な労力になるかというふうに思います。しかし、出足から不調で学校改築入札の不調というのが続いております。これはもう全国でも続いているということで、本区も例外ではありません。

学校施設の長寿命化計画において、円滑な学校改築の推進として年三校を掲げてはおりますが、砧小学校の二度の入札の不調、また八幡中学校でも不調となり、計画の推進というのが困難になってきております。令和六年の能登半島地震の復興需要や建設業の働き方改革による全国的な人手不足、世界的なインフレーションの進行により建設業界内では受注控えとなり、今後も続くことが予測をされております。

ある自治体では、実勢価格と標準積算との乖離を埋める工夫を行っております。遠隔地か

らの建設資材調達費、地域外からの労働者確保に要する間接費など、見えにくい経費負担を考慮することで入札不調対策を進めております。着実な事業執行を目指し、予算の確保や事業の組立て、発注方法などに現実的な対応が必要と考えますが、区の見解を伺います。

◎高野 教育環境課長

委員御指摘の砧小学校では、事業者選定に至らなかった要因を分析し、工事の手順や工法を見直すとともに、基本設計により具体性のある計画を基に費用を算出するなど、入札不調の要因の解消に取組み、改めて設計施工一括発注方式による事業者選定に臨む予定でございます。

また、本年度着手しております松沢中学校及び八幡小学校については、整備方針検討の段階から検討支援委託を行い、専門的な知見を取り込み、設計、工事等を見通した、より現実的な整備方針となるよう取りまとめております。

さらに、技術部隊である施設営繕担当部をはじめとする関係所管と、市場の動向や発注状況の情報を共有し、実勢価格の把握に取り組むなど、密に連携して円滑な、かつ着実な学校改築の実施に向けて取り組んでまいります。

◆福田たえ美 委員

学校施設の老朽化は、毎年確実に進行していきますので、計画がスムーズに進まないということは、老朽化にも非常に影響を与えていきます。これから三校の改築、改修などが長期にわたり集中をします。改築などの検討とともに、関係機関との調整、補助金の取得など業務が多岐にわたります。業務の効率化が大変重要になってきますが、区の見解を伺います。

◎高野 教育環境課長

教育環境課では、年三校の改築に向けて計画を進めており、今後、多くの学校施設の改修や老朽化した施設の適切な維持管理も踏まえますと、業務量の急増が見込まれるため、業務の効率化による人員体制の整備が必要と認識しております。そのため、昨年度より学校施設の包括管理業務委託の導入の検討を進め、民間のノウハウを活用し、業務の効率化を図り、学校施設の改築や改修のほか、補助金取得等の改築事務に注力する人員を生み出すことにより、多岐にわたる業務を滞りなく進める体制づくりが可能と考えております。

引き続き、本業務委託の仕組みについて検討を深め、導入による効果を最大限活用し、業務の効率化を図り、学校施設の適切な維持管理や改築、改修を着実に進めてまいります。

◆福田たえ美 委員

今、御答弁がありましたけれども、包括管理業務委託によって随分業務が楽になるというか、効率化されるということでもありますが、まだまだ現場で報告がデジタル化されていないというような課題もございます。こういったところも確実に進めていくことで、学校改築のほうに専念できるのではないかと思います。区の見解を伺います。

◎高野 教育環境課長

包括管理業務委託では、施設管理システムの導入や巡回点検による施設の現状把握、経過観察、点検結果及び不具合通知の一元管理を事業者を求めることを想定しており、施設維持管理が網羅的に向上すると考えております。また、施設の状況や点検結果、工事、修繕の履歴などについて包括管理受託事業者がデータを継続的に蓄積するとともに、随時区がその内容の提供を受けることで大規模修繕や改築の計画へ活用することを想定しております。

さらに、区内事業者に関しましても、施設管理システムの導入により、委員御指摘の現場報告のデジタル化や契約事務の軽減など業務の効率化が可能と考えております。まずは包括管理業務委託を導入し、その際、民間事業者から得られたノウハウや知見を最大限活用しながら、委員御指摘のデジタル化なども進めてまいります。

◆福田たえ美 委員

以上で公明党の質疑を終わります。